

# 令和5年度 第1回 遊佐町総合教育会議

日 時 令和5年7月25日(火)  
午後1時30分～2時30分  
場 所 遊佐町防災センター2階会議室

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 協 議

(1) 令和4年度教育委員会事務点検・評価報告書(案)について

(2) 令和5年度(幼保)小中一貫教育推進に関連する取組みについて

(3) 遊佐町史下巻の刊行について

(4) 休日の部活動の地域クラブ化について

(5) 令和4年度 少年議会行政視察・取材状況について

(6) そ の 他

### 4. 閉 会

# 遊佐町総合教育会議 名簿

## 構成員

時田 博機	町長
土門 敦	教育長
石川 茂稔	教育委員 ・ 教育長職務代理者
石山 幸子	教育委員
齊藤 敦子	教育委員
土門 宏典	教育委員

## 説明調整員

池田 久	総務課長
渡会 和裕	企画課長

## 事務局

鳥海 広行	教育課長
菅原 潤	教育課長補佐兼総務学事係長
鈴木 純平	教育課 学校指導係長兼指導主事
友野 毅	教育課 文化係長
斎藤 浩一	教育課 社会教育係長

## 遊佐町総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第9項の規定に基づき、町長と教育委員会が、相互の連携をはかりつつ、効果的に教育行政を推進していくため設置する遊佐町総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について、協議及び調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (会議)

第3条 会議は、町長が招集し、その座長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができる。

- 2 会議には、必要に応じて町職員を説明調整員として出席させることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

### (議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを遊佐町のホームページで公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分、その他公表に適さない部分については、この限りではない。

- 2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議開催の場所及び日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議事項及び議事の経過
- (4) その他会議において必要と認めた事項

### (事務局)

第7条 会議の事務を処理させるため、事務局を遊佐町教育委員会教育課に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

## 【根拠条文】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

# 教育委員会事務点検・評価報告書（案）

## 令和4年度事業



遊佐の小正月行事（鳥崎のアマハゲ）  
国指定重要無形民俗文化財・ユネスコ無形文化遺産

令和5年9月  
遊佐町教育委員会

イラスト：木山由紀子

## 令和5年度（幼保）小中一貫教育推進に関連する取組みについて

遊佐町教育委員会教育課 学校指導係

<p>主に教職員の資質能力や指導力の向上に関すること</p>	<p>○経営訪問や指導主事訪問（授業研究会）による指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営訪問：各校年2回</li> <li>・指導主事訪問：各校2～3回程度</li> </ul> <p>・指導の視点「<u>学び合いを拠り所とした授業改善</u>」</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①つきたい力を明確にし、学び合いに耐えうる「価値ある課題」の設定</li> <li>②「きく」「つなぐ」「もどす」等、学び合い授業を進める上で基本となる教師の居方</li> <li>③評価観の転換と単元構想に目を向けた授業づくり</li> </ol> <p>○外部講師を招いての教職員全体研修会（5月24日 講師：高橋典久氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・演題「<u>生徒指導改訂とこれからの授業づくり</u>」</li> </ul> <p style="text-align: center;">※生徒指導の手引き書 令和4年12月に12年ぶり改訂</p> <p>○（<u>幼保）小中一貫教育推進委員会</u>（6月、10月、12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県の先進校を10月頃に視察予定（小中学校教員）</li> <li>・ボトムアップによる組織づくり</li> <li>・校内授業研究会への相互参加</li> <li>・山形大学・森田智幸先生による継続指導（小中ともに）</li> </ul> <p>○<u>幼保小担当者研修会</u>（6月20日 講師：遠田裕子氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児期教育と小学校教育のつながりについて</li> </ul> <p>○特別支援教育コーディネーター研修会（11月7日、2月20日 講師：特別支援教育アドバイザー、遊佐町スクールソーシャルワーカー）</p> <p>○特別支援教育支援員研修会（7月18日 講師：特別支援教育アドバイザー）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「遊佐町特別支援教育支援員の手引」の作成（令和5年度）</li> </ul>
<p>主に児童生徒の実態把握に関すること</p>	<p>○NRT学力検査（小2～中3）・知能検査（小3・小5・中1）の実施</p> <p>○町内全小中学校におけるQ・Uの実施と活用</p> <p>○全国学力・学習状況調査の分析、課題の把握</p> <p>○<u>遊佐町こどもの声調査の実施と活用</u>（7月、11月、2月）</p>
<p>その他</p>	<p>○遊佐町教育素材発掘研修会（8月1日）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>遊佐町内幼保小中高の教職員が一同に会する研修会</u></li> </ul> <p>○遊佐町校長会会議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、初の試みとして<u>遊佐高校の校長先生や地域おこし協力隊も参加</u></li> </ul> <p>○特別支援教育アドバイザーの配置（2名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>幼保小中高の子ども達を一貫して同じアドバイザーが支援</u></li> </ul> <p>○地域湧く湧くコーディネーター（6名）の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>小中兼務のコーディネーターが年5回の連絡会でニーズを把握</u></li> </ul>

遊佐町史下巻の刊行について

教育課文化係

【概 要】

平成20年3月刊行の『遊佐町史』上巻から15年を経て、『遊佐町史』下巻が令和5年3月に刊行され、待望の遊佐の通史が完成しました。

原始時代から幕末の戊辰戦争勃発までを叙述した上巻に続き、近代黎明の明治初期から現在の令和に至るまでの町の歴史について、政治・行政・戦争・災害・教育・文化・産業など多方面から叙述されています。

【これまでの経過】

- 平成20年3月の上巻刊行後、引き続き下巻の編さん作業開始  
(執筆者の辞退等により休止状態)
- 平成24年度 目次案及び執筆分担の再設定↓  
(執筆者の辞退等により休止状態)
- 平成30年度 編さん作業再開:編集委員会 2回、編さん・編集合同委員会 2回
- 令和元年度:編集委員会 2回、編さん・編集合同委員会 2回
- 令和2年度:編集委員会 1回、編さん・編集合同委員会 2回
- 令和3年度:編集委員会 1回、編さん・編集合同委員会 1回
- 令和4年度:編さん・編集合同委員会 2回

【構 成】

- 第一編 明治前期 近代遊佐のあけぼの
- 第二編 明治中・後期の遊佐
- 第三編 大正・昭和前期の遊佐
- 第四編 現在の遊佐 町村合併から現在へ

【頒布状況等】(7月20日現在)

- 印刷部数:500部
- 献本等 :134部
- 販売 : 34部



# 休日の部活動の地域クラブ化って…なに？

遊佐町教育委員会

国（スポーツ庁・文化庁）は、令和5年度から令和7年度末までの3か年で、「休日の部活動を段階的に地域に移行する」という方針を打ち出しました。報道でも取り上げられていますのでご存じの方も多いと思いますが、これは、部活動や中学校そのものの在り方を大きく変えるものです。その背景やねらい、遊佐町教育委員会としての今後の対応などについてお知らせします。

## そもそも、どうして？

少子化

教員の長時間労働

活動種目の制限

### 今、中学校の部活動が直面している課題

- ・ 少子化に伴う生徒数の減少で部員数が減り、チームを編成できず大会に出られない。さらには、廃部に追い込まれるケースも増えつつあります。
- ・ 本来、部活動は生徒の主体的意志を尊重する任意加入制が望ましいと思われませんが、様々な実状から、限られた種目の中から、全員がいずれかの部を選択して所属する全員加入の学校が多い現状です。（遊佐中は任意加入。）
- ・ 自ら経験がない種目の顧問を担う教員が多いため、指導が難しい上に負担感も大きく、部活動指導が教員の長時間労働の大きな要因にもなっています。（早急な対応が求められる教員の働き方改革の推進上、部活動が最も大きな課題）

つまり…子どもたちにとっても、教員にとっても、  
これまで通り部活動を継続していくことが、  
とても難しい状況になっているのです。

そこで、国が目指しているのが…

休日は、学校の部活動は行わないようにし、  
休日も活動したい子どもたちのための環境は、  
学校の枠にとらわれず地域全体で整えよう！

地域のスポーツ少年団、各種競技団体の指導者や活動者、部活動のOB、民間スポーツクラブ、総合型スポーツクラブ、希望する教員（要：兼業届）等が 休日の指導者となって…



# 休日の部活動を地域クラブ化すると

○ 休日の過ごし方を、子どもたちが主体的に選択できるようになります。

休日も部活動と同じ種目に取り組んで、更に上手になりたい！

中学校の部活動とは違う種目や、活動(ボランティア等)に取り組みたい！

休日は、家でじっくり学習や読書等に取り組みたい！

- 部活動だけでは触れ合えない人(地域の経験者や先輩・仲間)と交流することで、幅広い出会いと繋がりが生まれ、子どもたちの社会性が高まります。
- 地域の指導者に学ぶことで、指導者育成の好循環が生まれ、持続可能な活動環境の構築とコミュニティの活性化が図れます。
- 中学校における教員の働き方改革が促進し、授業等の教育活動の充実が図れます。

とはいえ…そのためには、クリアされるべき課題がたくさん！

中体連・大会の在り方 指導者・活動場所の確保と財源 活動場所への移動手段  
自治体間の連携 保護者の負担増への対応 等々 国・中体連レベルの課題も山積



## 遊佐町では どう進めていくの？

中学校・教育委員会・検討委員会が一体となり、休日の部活動について、**令和7年4月までの地域クラブ化を目標に**、関係者・学校との対話・連携のもとに、状況を整理しながら段階を踏んで取り組みを進めていきます。

- ① 遊佐町部活動の地域クラブ化に向けた検討委員会で部活動の地域クラブ化についての方  
向性の検討、それに伴う中学校と教育委員会による部活動地域クラブ化の受け皿となり  
得る地域団体(総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム等)との協議
- ② 地域クラブ化の円滑な移行体制を整えるため、**組織運営体制の構築**(運営事務局やコー  
ディネーターの設置等)
- ③ 上記①・②を進める上で生じた課題の整理や**対応の具体的方向を受けた活動環境の整備**  
(財源等の確保に向けた、町財政部局等との協議に基づく予算措置等)

### ※ 取り組みとして

- ◎ 関係者(遊佐小・中学校の児童生徒・職員・保護者、外部指導者、保護者会代表者、受け皿となり得る団体等)の理解を深め、**アンケートや対話でニーズと課題を把握**します。
- ◎ 現在の中学校と外部指導者の連携指導体制を起点に、**可能なところから休日の部活動の地域クラブ化に取り組み、同時に対応すべき課題を整理**します。
- ◎ 先進的な取り組みを行っている**他市町や庄内教育事務所からのアドバイスもおおきながら、実施上の課題を整理**します。

遊佐町の部活動の地域クラブ化に関するお問い合わせ先  
遊佐町教育委員会 教育課 社会教育係 TEL 0234-72-2236  
※部活動の状況等については、遊佐中学校へお問い合わせください。



令和4年度 少年議会行政視察・取材等一覧

番号	日時	団体等	人数	備考（会議出席）
1	5月20日	NHKクローズアップ現代		取材
2	6月7日	北海道大学		パネリスト
3	6月18日	NHK		取材
4	6月21日	TBSラジオ		取材
5	6月24日	TBS		取材
6	6月28日	東京都立大	1	行政視察 第一回少年議会
7	6月29日	熊本県阿蘇市市町村議長会	10	行政視察
8	7月	政治山（早稲田大学マニフェスト研究所）		寄稿
9	7月12日	滋賀県 県議会	1	行政視察
10	7月14日	クレードル	2	取材
11	7月20日	愛媛県伊予市 市議会	5	行政視察
12	8月	主権者教育だより（総務省）		寄稿
13	8月2日	栃木県足利市 市議会	10	行政視察
14	8月3日	笑下村塾（たかまつなな）	1	取材
15	8月3日	秋田県美郷町 町議会	8	行政視察
16	8月23日	青森県東通村教育委員会	3	行政視察 第二回少年議会
17	8月23日	愛知県豊田市 教育委員会	1	行政視察 第二回少年議会
18	8月24日	徳島新聞	1	取材 第二回少年議会
19	9月	月刊公民館（公益社団法人 全国公民館連合会）		寄稿
20	9月12日	石川県21ネットワーク	1	取材
21	9月27日	栃木県那須町 町議会	7	行政視察
22	9月30日	自民党塾生	4	行政視察 町議との意見交換会
23	9月30日	山形県南陽市 教育委員会	1	行政視察 町議との意見交換会
24	10月3日	山形県南陽市 教育委員会	3	行政視察
25	10月5日	愛媛県西予市 市議会	11	行政視察
26	10月7日	北海道神楽町 町長	1	行政視察
27	10月12日	栃木県野木町 町議会	2	行政視察
28	11月8日	神奈川県鎌倉市 市議会	8	行政視察
29	11月8日	北海道室蘭市 市議会	6	行政視察
30	11月15日	長野県駒ヶ根市 市議会	4	行政視察
31	11月18日	地方議会シンポジウム		パネリスト
32	11月25日	秋田県北秋田市 市議会	4	行政視察
33	11月28日	地域コミュニティフォーラム		パネリスト
34	2月14日	山梨県甲斐市 市議会	5	行政視察
35	2月27日	共同通信	1	取材
36	3月7日	京都府龍谷大学	6	行政視察
37	3月7日	産経新聞	1	取材
38	3月16日	朝日新聞	1	取材